

ペイジーマークのある納付書（特別区民税・都民税（普通徴収）・軽自動車税）では次の4つの納付方法がご利用できます。

クレジットカード

ヤフー株式会社が運営するYahoo!公金支払（<https://koukin.yahoo.co.jp/>）を利用して納付ができます。
※別途決済手数料がかかります。
※区役所の窓口ではクレジットカードによる納付はできません。

ATM

ペイジーマークの表示のあるATMで納付ができます。（みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・ゆうちょ銀行等）
※一部利用できない場合もございます。詳細はペイジーホームページ <https://www.pay-easy.jp/> をご覧ください。

インターネットバンキング

自宅などから金融機関のインターネットバンキングを使用し、納付ができます。
※事前に金融機関へのインターネットバンキングの申込みが必要です。

電子マネー決済

スマートフォンアプリ「PayPay」、「LINE Pay 請求書支払い」または「LINE Pay」アプリを利用して、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで納付できます。
※事前にスマートフォン決済アプリへの登録が必要です。

ご注意:これらの納付方法では領収書は発行されません。必要な方は金融機関、区役所・区内地域センター・コンビニの窓口をご利用下さい。

住民税の納付は便利な口座振替・自動払込で！

金融機関やゆうちょ銀行（郵便局）の口座から、自動的に引き落としとして納税できる便利な制度です。いずれかの方法でお申し込みください。

1 Webでの申込み

専用サイトからインターネットでお申し込みください。

お申し込み

品川区 Web口座

検索

2 口座振替依頼書での申込み

「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、申込口座のある金融機関や税務課窓口にご提出（税務課 には郵送も可）ください。

＜口座振替依頼書がある場所＞ 品川区役所税務課・区内地域センター・区内の各金融機関

お問い合わせ 税務課収納管理係 電話(5742)6669

～ふるさと納税について～

Q. ふるさと納税をし、ワンストップ特例の手続きをしたのに、住民税が控除されていないような気がする…？

A. ワンストップ特例制度の手続きをしても、医療費控除などで確定（住民税）申告をした場合ふるさと納税に関する控除が一部適用されなくなった可能性があります。

ワンストップ特例制度は、そもそも確定（住民税）申告をされない方を対象とした制度です。

このため、ワンストップ特例制度を利用した方が、その年分について後日確定（住民税）申告

をしてしまうと、「ワンストップ特例制度適用対象外」となり、結果としてふるさと納税に関する控除が

一部適用されなくなってしまいます。確定（住民税）申告時にふるさと納税分も合わせて申告をお願いします。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度とは…

確定申告が不要な給与所得者等について、自治体への寄附先が5団体以内の場合に限り、寄附先団体に申請することにより、確定申告不要で翌年度の個人住民税より控除を受けられる制度。

Q. 所得税の確定申告をしたのに、寄附金控除がされていない…？

A. 所得税で寄附金控除の申告をしても、第二表にある「住民税に関する事項」の寄附金税額控除（特例控除対象）の欄に金額の記載がない場合、住民税からの控除は適用されません。

確定申告をされる方は、「住民税に関する事項」の記載をお忘れなく！

★医療費控除の申告についての変更点★

平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までは、医療費控除の申告についての移行期間として、医療費控除の明細書または医療費の領収書のどちらでも提出が可能でしたが、令和3（2021）年度以降は医療費控除の明細書のみを提出していただくことになりましたので、ご注意ください。

・医療費の領収書
・医療費控除の明細書（医療費通知）
上記のいずれかを提出

令和3（2021）年度以降

・医療費控除の明細書（医療費通知）を提出

※医療費控除の明細書を提出する場合、領収書の原本は自宅で5年間保存する必要があります。